

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の変更案（重点計画案）の作成にあたり、デジタル社会形成基本法及び官民データ活用推進基本法に基づき、サイバーセキュリティ戦略本部（戦略本部）に意見の求めがあった。
- 重点計画案に対する戦略本部意見（案）の概要は以下のとおり。

重点計画案に対する戦略本部の意見（案）の概要

- 官民連携・国際連携の下、国が対策の要となって、サイバー空間上の脅威に対応するための取組を示した「サイバーセキュリティ戦略」（新戦略）を、昨年12月に閣議決定
- 新戦略において、社会全体のデジタル化とサイバーセキュリティ確保を同時に推進するとしているところ、重点計画案は、サイバーセキュリティの確保として、
 - ・政府システムのサイバーセキュリティ対策強化
 - ・自治体のサイバーセキュリティ対策の向上等
 - ・セキュアバイデザインの実践や、中小企業を含むサプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策強化
 - ・医療機関のサイバーセキュリティ強化等
 - ・セキュリティ人材の確保・育成
 - ・国内のサイバーセキュリティ供給能力の強化
 - ・AI性能の高度化を踏まえた対策パッケージ「Project YATA-Shield」の推進

など、重点計画案の施策の柱を支える新戦略に基づく取組が明記され、時宜を得た内容となっている。

- デジタル庁において、新戦略の基本的な考え方等を踏まえ、サイバー空間を取り巻く切迫した情勢、社会全体のデジタル化、昨今のAI性能の高度化等の技術革新等に的確に対応すべく関連施策を一層強化し、デジタル改革の司令塔として、社会全体のデジタル化を推進することを期待
- 以上を踏まえ、重点計画案について異存はない。